

平成26年第4回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年4月25日(金)
午後3時04分 から 午後 4時19分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)
12番 渡邊和人
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第49号 農用地利用集積計画の認定について
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午後 3時04分

事務局 こんにちは。定刻を少し過ぎましたが、ただ今から平成26年第4回の農業委員会総会を開会致します。はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、こんにちは。先般の天草郡市の農業委員会研修会にはご参加頂きまして誠にありがとうございました。田植えも一段落と思います。皆さん方既にテレビ等でご存じのとおり来日中のオバマアメリカ大統領と安倍総理との会談で環太平洋連携協定 TPP 交渉は日米協議が難航して、首脳合意に至らず会談後に予定されていた共同声明の発表が見送られるという異例の事態になったと報じられています。私たち国民にとりましてもこの TPP につきましては成行が注目されるところでございます。それでは議事に入らせて頂きます。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は12番渡邊和人委員さんが欠席でございます。又8番の田中委員さんは少し遅れられるということで連絡を受けております。出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、3番の錦戸幸春委員さんと4番の大仁田金次委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第 2. 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第 2. 議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は 4 ページから 6 ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり 荅北町富岡の田 1 筆 1, 982 m²です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は非農家であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が 40 アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局からご説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

13 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

13 番 先日 4 月の 18 日譲受人に連絡致しまして立ち会いの下現地を確認致しました。現状につきましては雑草及び竹が茂っており耕作をされていない状態で、雑草についてはきれいに伐採されておりました。竹については今後少しずつ伐採するというものでございました。審議の要点である自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が 40 アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調

和要件を満たしているかにつきまして譲受人に確認致し何ら問題なく所有権移転後も農地として利用されると思われれます。以上現地確認の報告を致します。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから詳しいご説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願いを致します。

ございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、許可することに致します。次に日程第3、議案第48号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。8ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北町都呂々の田4筆2, 459㎡、畑2筆5, 344㎡です。転用の目的は植林です。転用しようとする理由の詳細は、申請地は、以前は水田及び普通畑として耕作していたが、山間部に位置し作業道も狭く、人力での作業を要するため生産性の低い農地であったことから次第に耕作をしなくなり、転用許可が必要であるとの認識がないままに、今後これ以上荒廃するのを防ぐことを優先してしまい、約35年前から植林を行った次第である。というものです。場所及び資料につきましては9ページから14ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結

果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。今回は始末書を添付しての申請となっております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

6番 はい

議長 はい、どうぞ。

6番 説明にもあったとおり現地は山林がひどく農耕をするのに大変困難な場所でした。現地確認は2月17日に福山委員、塚田委員（当日欠席）僕と事務局坂本さん、田尻さんで確認を致しまして、本人とも4月19日に対面をしてお話をしました。以前はですね農業はしてましたけれども本人がサラリーマンということでありましてどうしてもできないということで今回始末書を添付してよろしく願いしますということでありました。

議長 はい、ありがとうございました。他にこの件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いを致します。

ございませんか。

（はいの声あり）

無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可相当として県知事に意見を送付を致します。

続きまして日程第4、議案第49号農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4、議案第49号農用地利用集積計画の認定につい

てご説明致します。17ページをお開き下さい。

新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜作付です。期間は6年8ヶ月です。

18ページをお開き下さい。新規設定で3件ございます。整理番号19番ですが利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻作付です。期間は10年8ヶ月です。20番ですが利用権の設定を受ける者は個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人で祖父です。利用権の種類は使用賃借権です。利用内容は果樹作付です。期間は10年8ヶ月です。21番も20番と同様ですが設定する者が父親となっております。

19ページをお開き下さい。転貸でございますが、新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。20ページをお開き下さい。転貸でございますが、新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いを致します。

事務局

その他事項につきましてご説明致します。

(資料により説明する)

- 1 平成25年度農業委員会活動状況の点検評価(案)及び平成26年度農業委員会の活動計画(案)について
(原案承認)
- 2 「くまもと農業バックアップ大作戦」の25年度実績及び26年度計画(案)について
(原案承認)
- 3 平成26年度農地賃借情報について
- 4 坂瀬川中学校、都呂々中学校跡地検討委員会委員の推薦について
坂瀬川(内尾明美) 都呂々(塚田修彦)
- 5 その他
1) 農業委員会、農政審議会合同研修について

次回農業委員会総会予定

平成26年5月26日(月)午前9時30分

議長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成26年第4回総会を閉会いたします。

閉会午後 4時19分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____